

豊中市火薬類取締法事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）第2条の規定に基づき、本市が処理する火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）の施行に係る事務処理（立入検査、違反処理及び事故措置に関するものを除く。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱による用語の定義は、次に掲げるもののほか、法、政令及び各規則において使用する用語の例による。

- (1) 政令 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）をいう。
- (2) 省令 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）をいう。
- (3) 火薬類施設台帳 電算処理した火薬類施設に関する情報を記録したものをいう。
- (4) 電算処理 届出、申請、許可等に係る事務及び火薬類施設等の情報をPCソフトで処理することをいう。
- (5) 受付印 印様式第1号の印をいう。
- (6) 届出受理済印 印様式第2号の印をいう。

(各種申請の処理における共通事項)

第3条 消防長は、法の規定に基づく申請については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 申請者が個人経営の事業者である場合は、その経営者とする。
- (2) 申請者が法人である場合は、その代表者とする。ただし、同法人内の管理的立場にあるものを代理人として定め、申請を行う場合は、原則として代表者の委任状を提出するものとする。
- (3) 申請書は、2通提出を求めるものとし、それぞれに受付印

を押印する。

2 手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の規定により手数料の徴収が必要なときは、同条例で定める額の手数料を申請者から徴収するものとする。

（製造営業の許可申請）

第4条 法第3条の規定による製造の許可の申請があったときは、次により処理するものとする。

（1）消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。

（2）前号の審査及び調査の結果、省令で定める技術上の基準（以下、「技術上の基準」という。）に適合していると認めるときは、製造・販売営業審査書（審査様式第1号）及び許可後の手続き書（許可様式第1号）を作成し、製造営業許可証（許可様式第2号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（3）第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造・販売営業審査書を作成し、製造営業不許可通知書（許可様式第3号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（販売営業の許可申請）

第5条 法第5条の規定による販売営業の許可の申請があったときは、次により処理するものとする。

（1）消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。

（2）前号の審査及び調査の結果、省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、製造・販売営業審査書を作成し、販売営業許可証（許可様式第4号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（3）第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造・販売営業審査書を作成し、販売営業不許可通知書（許可様式第5号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（製造施設の変更の許可申請）

第6条 法第10条第1項の規定による製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造する火薬類の種類若しくは製造方法の変更の許可の申請があったときは、次により処理する

ものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、製造施設・火薬庫等審査書(審査様式第2号)及び許可後の手続き書を作成し、製造施設変更許可証(許可様式第6号)は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造施設・火薬庫等審査書を作成し、製造施設変更不許可通知書(許可様式第7号)は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

(火薬庫外貯蔵所の指示申請)

第7条 法第11条第1項ただし書に基づく、省令第15条第1項の表(1)の項から(7)の項までの規定による火薬庫外貯蔵所指示申請書(庫外様式第1号)の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、製造施設・火薬庫等審査書を作成し、火薬庫外貯蔵所指示証(庫外様式第2号)は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造施設・火薬庫等審査書を作成し、火薬庫外貯蔵所不指示通知書(庫外様式第3号)は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

(火薬庫の設置、移転又は変更の許可申請)

第8条 法第12条第1項の規定による火薬庫の設置、移転又は変更の許可の申請があったときは、火薬庫工事設計明細書(明細様式第1号)を添付させ、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、製造施設・火薬庫等審査書及び許可後の手続き

き書を作成し、火薬庫設置（移転・変更）許可証（許可様式第8号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

- (3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造施設・火薬庫等審査書を作成し、火薬庫設置（移転・変更）不許可通知書（許可様式第9号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（火薬庫の共同占有又は所有・占有特例の許可の申請）

第9条 法第13条ただし書の規定による火薬庫共同占有の許可申請（許可様式第10号）又は火薬庫所有・占有特例の許可の申請（許可様式第11号）があったときは、次の各項より処理するものとする。

- (1) 消防長は、火薬庫共同占有許可申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。

- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、火薬庫占有審査書（審査様式第3号）を作成し、火薬庫共同占有許可証（許可様式第12号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

- (3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫占有審査書を作成し、火薬庫共同占有不許可通知書（許可様式第13号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

2 消防長は、火薬庫所有・占有特例許可申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。

- (1) 前項の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、火薬庫占有審査書を作成し、火薬庫所有・占有特例許可証（許可様式第14号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫占有審査書を作成し、火薬庫所有・占有特例不許可通知書（許可様式第15号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（製造施設又は火薬庫の完成検査の申請）

第10条 法第15条第1項又は第2項の規定による製造施設又

は火薬庫の完成検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、許可申請書に基づき完成検査を実施する。
- (2) 前号の検査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、製造施設・火薬庫完成検査調査書（審査様式第4号）を作成し、完成検査済証は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の検査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造施設・火薬庫完成検査調査書を作成し、完成検査不合格通知書（許可様式第16号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（譲渡又は譲受の許可の申請）

第11条 法第17条第1項の規定による譲渡の許可の申請又は譲受の許可の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、災害の防止及び公共安全の維持に支障がないと認めるときは、火薬類譲渡譲受審査書（審査様式第5号）を作成し、火薬類（譲渡譲受）許可証は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、災害の防止及び公共安全の維持に支障があると認めるときは、火薬類譲渡譲受審査書を作成し、火薬類譲渡（譲受）不許可通知書（許可様式第17号）に当該申請書1通を添付して、申請者に交付する。

（譲受及び消費の許可の申請）

第12条 法第17条第1項と併せて法第25条第1項の規定による火薬類譲受・消費許可申請書があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、災害の防止及び公共安全の維持に支障がないと認め、消費に係る技術上の基準に適合していると認めるときは、火薬類譲受消費審査書（審査様式第6号）

を作成し、火薬類譲渡譲受許可証及び火薬類消費許可証（許可様式第18号）は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（3）第1号の審査及び調査の結果、災害の防止及び公共の安全の維持に支障があると認め、消費に係る技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬類譲受消費審査書を作成し、火薬類譲渡（譲受）不許可通知書及び火薬類消費不許可通知書（許可様式19号）に当該申請書1通を添付して、申請者に交付する。

（4）当該申請書には、火薬類（その他）消費計画書（消費様式第1号）、火薬類消費作業従事者名簿（その他）（消費様式第2号）及び関係図書を添付させる。

（譲渡許可証又は譲受許可証の書換の申請）

第13条 法第17条第7項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の書換の申請があったときは、次により処理するものとする。

（1）予防課長は、当該申請書の内容を審査し、書換の必要があると認めるときは、申請に係る電算処理後、譲渡譲受許可証書換交付簿（換再様式第1号）により火薬類譲渡譲受許可証を作成し、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（2）前号に定める火薬類譲渡譲受許可証には、右上部に「書換」と朱書のうえ、許可条件欄に書換交付年月日を記載する。

（譲渡許可証又は譲受許可証の再交付申請）

第14条 法第17条第8項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の再交付の申請があったときは、次により処理するものとする。

（1）予防課長は、当該申請書の内容を審査し、再交付の必要があると認めるときは、申請に係る電算処理後、譲渡譲受許可証再交付簿（換再様式第2号）により火薬類譲渡譲受許可証を作成し、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（2）前号に定める火薬類譲渡譲受許可証には、右上部に「再」と朱書のうえ、許可条件欄に再交付年月日を記載する。

（消費（煙火）の許可の申請）

第15条 法第25条第1項の規定による火薬類消費許可申請書の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、災害の防止及び公共の安全の維持に支障がないと認め、消費に係る技術上の基準に適合していると認めるときは、火薬類消費廃棄審査書(審査様式第7号)を作成し、火薬類消費許可証は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、災害の防止及び公共の安全の維持に支障があると認め、消費に係る技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬類消費廃棄審査書を作成し、火薬類消費不許可通知書に当該申請書のうち1通を添付して、申請者に交付する。
- (4) 当該申請書には、火薬類(煙火)消費計画書(消費様式第3号)、火薬類消費作業従事者名簿(煙火)(消費様式第4号)及び関係図書を添付する。

(廃棄の許可の申請)

第16条 法第27条第1項の規定による廃棄の許可の申請は、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、災害の防止及び公共の安全の維持に支障がないと認め、廃棄に係る技術上の基準に適合していると認めるときは、火薬類消費廃棄審査書を作成し、火薬類廃棄許可証(許可様式第20号)は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、災害の防止及び公共の安全の維持に支障があると認め、廃棄に係る技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬類消費廃棄審査書を作成し、火薬類廃棄不許可通知書(許可様式第21号)に当該申請書のうち1通を添付して、申請者に交付する。

(危害予防規程の認可の申請)

第17条 法第28条第1項の規定による危害予防規程の制定又は変更の認可の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処

理をする。

- (2) 前号の審査の結果、法第7条第1号及び同条第2号に定める技術上の基準に適合し、災害の防止又は公共の安全の維持に支障がないと認めるときは、危害予防規程(変更)認可審査書(審査様式第8号)を作成し、危害予防規程(変更)認可証(認可様式第1号)は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査の結果、法第7条第1号及び同条第2号に定める技術上の基準に不適合及び、災害の防止又は公共の安全の維持に支障があると認めるときは、危害予防規程認可審査書を作成し、危害予防規程(変更)不認可通知書(認可様式第2号)は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

(保安教育計画の認可の申請)

第18条 法第29条第1項の規定による製造及び販売又は法第29条第6項の規定において準用する同条第1項の規定による消費の保安教育計画の策定又は変更の認可の申請(認可様式第3号)があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理をする。
- (2) 前号の審査の結果、省令第67条の4の規定による保安教育計画の基準に適合し、災害の防止又は公共の安全の維持に支障がないと認めるときは、保安教育計画(変更)認可審査書(審査様式第9号)を作成し、保安教育計画(変更)認可証(認可様式第4号)は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査の結果、規則第67条の4の規定による保安教育計画の基準に適合し、災害の防止又は公共の安全の維持に支障があると認めるときは、保安教育計画(変更)認可審査書を作成し、保安教育計画(変更)不認可通知書(認可様式第5号)は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

(製造施設又は火薬庫等の保安検査の申請)

第19条 法第35条第1項の規定による製造施設及び火薬庫等の保安検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

る。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、当該申請書に基づき保安検査を実施する。
- (2) 前号の検査の結果、法第7条第1号で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、製造施設・火薬庫等保安検査調査書（審査様式第10号）を作成し、保安検査証は電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。
- (3) 第1号の検査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造施設・火薬庫等保安検査調査書を作成し、保安検査不合格通知書（許可様式第22号）は、電算処理を行い、当該申請書のうち1通を添付して申請者に交付する。

（譲渡許可証等の返納）

第20条 政令第2条の規定による譲渡許可証等の返納は、消防長に返納するものとする。

（公安委員会への意見照会の基準）

第21条 政令第13条第1項の規定による公安委員会への意見照会の基準は、別表第1のとおりとする。

（国家公安委員会等への意見照会及び許可等の通報）

第22条 法第52条第1項の規定により、大阪府公安委員会に意見を聞くときは、火薬類取締法第52条第1項に関する意見について（照会）（許可様式第23号）により、照会を行うものとする。

2 法第52条第2項の規定により、大阪府公安委員会への通報は、火薬類取締法に基づく許可等について（通報）（通報様式第1号）により、許可等を行った翌月に遅滞なくまとめて行うものとする。

（各種届出等の処理における共通事項）

第23条 予防課長は、法又はこの要綱で定める届出又は報告（以下「届出等」という。）を処理するとき、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 届出等の書式は、法又はこの要綱で定める様式によるものとし、かつ、必要事項が記載されていることを確認するものとする。
- (2) 届出者が個人経営の事業者である場合は、その経営者とする。

- (3) 届出者が法人である場合は、その代表者とする。ただし、同法人内の管理的立場にあるものを代理人として定め、申請を行う場合は、原則として代表者の委任状を提出するものとする。
- (4) 届出等は、2通提出を求めるものとし、それぞれに受付印を押印し、1通に届出受理済印を押印後、届出者に交付するものとする。

(製造施設等の軽微な変更の届出)

第24条 法第10条第2項又は法第12条第1項ただし書の規定による火薬類製造施設又は火薬庫の軽微変更届の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
- (3) 第1号の届出書には、軽微な変更作業明細書（明細様式第2号）及び関係図書を添付させる。

(火薬庫外貯蔵所の設置の届出)

第25条 法第11条第1項ただし書に基づく、省令第15条第1項の表(1)の項から(7)の項までの規定による火薬庫外貯蔵所設置届（庫外様式第4号）の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第24条第1号及び第2号に準じて行う。
- (2) 前号の届出書には、設置した火薬庫外貯蔵所の写真及び関係図書を添付させる。

(火薬庫外貯蔵所記載事項等の変更の届出)

第26条 法第11条第1項ただし書に基づく、省令第15条第1項の表(1)の項から(7)の項までの規定による火薬庫外貯蔵所記載事項等変更届（庫外様式第5号）の火薬庫外貯蔵所指示申請書の記載事項（火薬庫外貯蔵所の区分又は設置場所、貯蔵する火薬類の用途若しくは使用期間を除く。）又は添付書類の内容（設備の概要及び設備を設置した位置に限る。）の変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算

処理を行う。

- (2) 前号の確認の結果、記載事項に変更があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(火薬庫外貯蔵所の廃止の届出)

第27条 法第11条第1項ただし書に基づく、省令第15条第1項の表(1)の項から(7)の項までの規定による火薬庫外貯蔵所指定廃止届(廃止様式第1号)の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算処理を行う。

- (2) 前号の確認の結果、廃止があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(火薬庫の軽微な変更工事の届出)

第28条 法第12条第2項の規定による火薬庫の軽微変更の届出があったときは、第24条に準じて行う。

(火薬庫の承継の届出)

第29条 法第12条の2第2項の規定による火薬庫承継届の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

- (2) 前号の審査の結果、承継があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

- (3) 第1号の届出書には、承継があったものと認められる関係書類を添付させる。

(火薬庫の占有の届出)

第30条 法第13条の規定による火薬庫占有届(占有様式第1号)の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算処理を行う。

- (2) 前号の確認の結果、占有があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 第1号の届出書には、占有があったものと認められる関係書類及び火薬類取扱保安責任者免状の写し及び経歴書(選解様式第1号)を添付させる。

(火薬庫の占有又は共同占有の廃止の届出)

第31条 法第13条の規定による火薬庫占有廃止届(廃止様式第2号)又は火薬庫共同占有廃止届(廃止様式第3号)の届出があったときの処理については、第27条に準じて行う。

(指定完成検査機関完成検査受検の届出)

第32条 法第15条第1項ただし書又は第2項第1号の規定による指定完成検査機関完成検査受検届の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の確認の結果、検査があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(完成検査記録の届出)

第33条 法第15条第2項第2号の規定による完成検査記録届の届出があったときの処理については、第24条第1号及び第2号に準じて行う。

(完成検査結果の報告)

第34条 法第15条第3項の規定による完成検査結果報告書の報告があったときの処理については、第24条第1号及び第2号に準じて行う。

(製造・販売営業又は火薬庫の用途の廃止の届出)

第35条 法第16条第1項又は第2項の規定による製造・販売営業、火薬庫の用途廃止届(廃止様式第4号)の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、災害の防止又は公共の安全の維持に支障がないと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 当該届出書には、廃止が認められる関係図書を添付させる。

(コンクリート破碎器の消費の届出)

第36条 法第25条第1項ただし書に規定する無許可消費数量のコンクリート破砕器の消費によるコンクリート破砕器の消費届（消費様式第5号）の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、災害の防止又は公共の安全の維持に必要な指示をし、必要と認めるときは調査を行った後、電算処理を行う。

(2) 前号の当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(危害予防規程の変更の届出)

第37条 法第28条第2項の規定による軽微な変更の工事に伴い危害予防規程変更届の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、省令第6条に定める事項に適合し、かつ、災害の防止又は公共の安全の維持に支障がないと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(製造保安責任者等の選任又は解任の届出)

第38条 法第30条第3項の規定による火薬類（製造・取扱）保安責任者等選任（解任）届（選解様式第2号）の製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者の選任又は解任の届出及び法第33条第2項の規定による製造保安責任者の代理者若しくは取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、選任又は解任があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 当該届出書には、火薬類製造（取扱）保安責任者免状の写し及び経歴書を添付させる。

(指定保安検査機関保安検査受検の届出)

第39条 法第35条第1項第1号の規定による指定保安検査機

関保安検査受検届の届出があったときの処理については、第32条に準じて行う。

(保安検査記録の届出)

第40条 法第35条第1項第2号の規定による保安検査記録届の届出があったときの処理については、第33条に準じて行う。

(保安検査結果の報告)

第41条 法第35条第3項の規定による保安検査結果報告書の報告があったときの処理については、第34条に準じて行う。

(製造施設及び火薬庫の定期自主検査の計画の届出)

第42条 法第35条の2第2項の規定による定期自主検査計画策定(変更)届(定安様式第1号)の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の確認の結果、省令第67条の9に適合していると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(製造施設及び火薬庫の定期自主検査の終了の報告)

第43条 法第35条の2第3項の規定による定期自主検査終了報告書(定安様式第2号)の報告があったときの処理については、第34条に準じて行う。

(安定度試験の結果の報告)

第44条 法第36条第1項の規定による安定度試験結果報告書(定安様式第3号)の報告があったときの処理については、第34条に準じて行う。

(特定施設又は火薬庫の休止の届出)

第45条 省令第44条の2第2項ただし書の規定による特定施設(火薬庫)使用休止届(休再様式第1号)の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、災害の防止又は公共の安全の維持に支障がないと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 当該届出書には、直近の保安検査証の写し及び設置許可証

の写しを添付させる。

(特定施設又は火薬庫の再開の届出)

第46条 前条の届出者から、特定施設(火薬庫)使用再開届(休再様式第2号)の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、省令第44条の2第2項の規定に適合していると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 当該届出書には、直近の保安検査証の写しを添付させる。

(火薬類製造の報告)

第47条 省令第81条の14の表第1項の規定による火薬類製造報告書(報告様式第1号)の報告があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該報告書の内容を確認し、報告に係る電算処理を行う。

(2) 前号の確認の結果、報告の内容が適当であると認めるときは、当該報告書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、報告者に交付する。

(販売数量の報告)

第48条 省令第81条の14の表第4項の規定による火薬類販売報告書(報告様式第2号)の報告があったときの処理については、第47条に準じて行う。

(火薬庫の出納等の報告)

第49条 省令第81条の14の表第8項の規定による火薬類出納報告書(報告様式第3号)の報告があったときの処理については、第47条に準じて行う。

(記載事項変更の報告)

第50条 省令第81条の14の表第5項及び第9号の規定による記載事項変更報告書(記変様式第1号)の報告があったときの処理については、第47条に準じて行う。

(記載事項変更の届出)

第51条 省令第81条の14の表第7号、第11号及び第14号の規定による記載事項変更届(記変様式第2号)の届出があ

ったときの処理については、第26条に準じて行う。

(消費の報告)

第52条 省令第81条の14の表第12項の規定による火薬類消費報告書(報告様式第4号)の報告があったときの処理については、第47条に準じて行う。

(火薬類の所有権取得の届出)

第53条 省令第81条の14の表第15項の規定による火薬類所有権取得届(取得様式第1号)の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、火薬類所有権の取得があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 第1号の届出書には、火薬類所有権の取得があったものと認められる関係図書を添付させる。

(証明書交付願の届出)

第54条 許可等により認められた事項について、証明書交付願出書(願出様式第1号)の願出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該願出書の内容を審査し、証明が必要と認めるときは、証明書(願出様式第2号)を届出者に交付する。

(2) 前号の処理について手数料条例に係るものにあつては、手数料を徴収する。

(許可申請等の取下げの願出)

第55条 法の規定による許可又は認可等の申請者から、申請後において当該申請を取り下げようとするため、許可申請等の取下げ願出書(願出様式第3号)の提出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該願出書の内容を確認し、願出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の確認の結果、当該願出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、許可申請書等のうち1通を添付し申請者に交付する。

(様式用の紙)

第56条 この要綱に定める様式の内紙の大きさは、日本産業規格A4とする。ただし、印様式第1号、印様式第2号、許可様式第18号、許可様式第20号及び庫外様式第2号の内紙の大きさは、日本産業規格A5とする。

(施行細目)

第57条 この要綱の施行について必要な事項は、予防課長が定める。

附 則 (平成24年3月27日豊消予第166号消防長通知)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又はこの要綱の施行の際現に大阪府知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなっている事務に係るものは、法令中別段の定めがあるものを除き、施行日以後において、市長の行った許可等の処分その他の行為又は、市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成25年3月28日豊消予第156号消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日豊消予第197号消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則 (平成27年3月14日豊消予第216号消防長通知)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日豊消予第224号消防長通知)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月6日豊消予第6号消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則 (令和元年6月18日豊消予第109号消防長通知)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。